

個人情報及び地方税関係情報の取得に関する同意書

令和 年 月 日

(宛先)佐倉市長

1. 養育医療給付決定のため申請いただいた個人情報は、適切な医療費徴収と公費請求のため、指定医療機関と千葉県へ報告いたします。
2. 佐倉市母子保健法施行細則第8条に基づく事務手続きを処理するために限って、地方税関係情報について取得いたします。

目的外の利用、第三者への提供はいたしません。

なお、本書の複写は無効です。

上記、個人情報の報告及び地方税関係情報の取得に同意します。

申請者	氏名	Ⓜ
	住所	佐倉市
	1月1日時点の住所 (1～6月転入は前年、 7～12月転入は本年)	(上記と異なる場合に記入してください)
同意者	氏名	Ⓜ
	1月1日時点の住所 (1～6月転入は前年、 7～12月転入は本年)	(上記と異なる場合に記入してください)
	氏名	Ⓜ
同意者	氏名	Ⓜ
	1月1日時点の住所 (1～6月転入は前年、 7～12月転入は本年)	(上記と異なる場合に記入してください)
	氏名	Ⓜ
同意者	氏名	Ⓜ
	1月1日時点の住所 (1～6月転入は前年、 7～12月転入は本年)	(上記と異なる場合に記入してください)
	氏名	Ⓜ
同意者	氏名	Ⓜ
	1月1日時点の住所 (1～6月転入は前年、 7～12月転入は本年)	(上記と異なる場合に記入してください)
	氏名	Ⓜ
同意者	氏名	Ⓜ
	1月1日時点の住所 (1～6月転入は前年、 7～12月転入は本年)	(上記と異なる場合に記入してください)
	氏名	Ⓜ

(記載要領)

1. 児童と世帯を一にしている扶養義務者(※)について記入すること。
2. 同意する者が自ら署名を行うこと。
3. 代理人が同意書に署名する場合、本人からの委任状をとること。
4. 同意が必要な者の数が署名欄より多い場合は、欄外に記載して差し支えない。
5. 自署する場合は、押印を省略することができる。

※「扶養義務者」とは、民法第877条に定められている直系血族(父母、祖父母、養父母等)、兄弟姉妹(ただし、就学児童、乳幼児等18歳未満の兄弟姉妹で未就業の者は、原則として扶養義務者としての取扱いをしないものとする。)